

令和4年12月以降の雇用調整助成金のコロナ特例措置 (緊急雇用安定助成金含む)の経過措置について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、雇用保険被保険者とならない労働者について、休業等により雇用調整を行う農業経営体も本助成金の対象となります！

経過措置の対象範囲について

雇用調整助成金の助成内容は令和4年12月以降、原則、コロナ特例は廃止されますが、特に業況が厳しい事業主については、令和4年12月から令和5年1月まで一定の経過措置が設けられます。また、雇用保険被保険者ではない従業員の方を対象とした「緊急雇用安定助成金」についても、これまでと同様に活用いただけます。(https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001007940.pdf)
経過措置の対象範囲に該当する場合の令和4年12月1日から令和5年3月31日までの助成内容等は以下のとおりです。(注)括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合(※1)

判定基礎期間の初日		令和4年12月～令和5年1月	令和5年2月～3月
中小企業	原則(※2)	助成率: 2/3 日額上限: 8,355円	
	特に業況が厳しい事業主(※3)	助成率: 2/3(9/10) 日額上限: 9,000円	—
大企業	原則(※2)	助成率: 1/2 日額上限: 8,355円	
	特に業況が厳しい事業主(※3)	助成率: 1/2(2/3) 日額上限: 9,000円	—

(※1) 令和3年1月8日以降の解雇等の有無が確認されます。

(※2) 生産指標が、前年同期比(令和元年から4年までのいずれかの年の同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可)で1か月10%以上減少している事業主。

なお、生産指標の確認は、対象期間が1年以上経過した事業主から順次対象となります。詳細は裏面を御確認下さい。

(※3) 生産指標が、直近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。申請月ごとに生産指標の確認を行います。

A → ・雇用保険又は労働者災害補償保険に加入している農業経営体

【助成対象事業主】

雇用契約を締結している労働者がおり、次のいずれかに該当する農業経営体

※詳細は、厚生労働省の本助成金のリーフレット・助成金要領をご覧ください。

厚生労働省HP: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

申請マニュアル: <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000782443.pdf>

申請様式: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html

問合せ先: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10702.html

オンライン申請: <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000662059.pdf>



(厚生労働省HP)



(申請マニュアル)



(申請様式)



(問合せ先)



(オンライン申請)

B → Aに該当しない雇用保険・労働者災害補償保険の暫定任意適用事業所※である農業経営体 ※被雇用者が常時4人以下の個人事業主等

(「農業等個人事業所に係る証明書」の申請様式、問合せ先等)

https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/singatakoronataiou/kinnkyuutokuteitiiki.html#gaiyo

(申請様式、問合せ先等)

※「農業等個人事業所に係る証明書」を取得した上で、裏面を参考にいただき、厚生労働省に申請願います。



申請様式及び手続きフロー

【農林水産省への提出期限】

厚生労働省への提出期限の2週間前までに提出願います。

【農林水産省への提出書類】

- ① 農業等個人事業所に係る証明申請書（様式第1号）
- ② 事前要件確認書（様式第3号）
- ③ 添付書類一式

【耕種の場合】原則、耕作証明書

【畜種の場合】原則、家伝法の定期報告書の写し並びに直近1ヶ月の出荷伝票の写し
※やむを得ない理由により、上記以外の添付書類の提出を検討している場合は地方農政局・都道府県地域拠点等にお問い合わせください。

- ④ 返信用封筒（証明書送付用 長形3号に84円切手を貼付願います）

【厚生労働省への提出期限】 郵送の場合は必着

※申請様式は、最新の物をダウンロードして使用願います。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html



- ・申請期限は、支給対象期間の末日の翌日から2か月以内です。
例えば、令和4年9月分については、**11月末日まで**に提出願います。

【厚生労働省への提出書類】 ※売上等が3割以上減少し、教育訓練を未実施の小企業の場合

- ⑤ 休業実績一覧表(業況特例)：様式新小第2号（地域特例以外の様式）
※休業の実績について、従業員毎、1ヶ月毎に記載願います。
- ⑥ 緊急雇用安定助成金支給申請書（地域特例以外の様式）
：様式新小第1号(2)
※雇用保険、労災保険に加入していない場合は、「農業等個人事業所に係る証明書を添付」と記載願います。
- ⑦ 支給要件確認申立書（緊急雇用安定助成金）
：様式新小第3号（共通様式）
※法人番号を有しない場合、「農業等個人事業所に係る証明書を添付」と記載願います。
- ⑧ 添付書類一式（様式任意）
 - ・比較した月の売上がわかる書類（売上簿、収入簿等）
※1売上が減少した月と、比較対象とする月の両方が必要です。
 - ※2令和4年1月1日以降の休業については、書類の再提出が必要です。
 - ・休業させた日や時間がわかる書類（タイムカード、出勤簿、シフト表等の写し）
 - ・休業手当や賃金額がわかる書類（給与明細、賃金台帳等の写し）
 - ・（役員がいる場合）役員名簿※個人事業主は提出不要
 - ・農業等個人事業所に係る証明書※二回目以降の申請は、写しを使用願います。
※申請に当たっては、「緊急雇用安定助成金支給申請マニュアル」を参照願います。
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000782443.pdf>



【手続きフロー】

